

尾張旭市スポーツ施設使用料改正のお知らせ

尾張旭市スポーツ施設（城山テニスコート、城山野球場及び南グラウンド）の施設使用料と夜間照明設備使用料を分け、夜間照明設備使用料を30分単位に区分することで、使用者の負担軽減及び適正化を図ることを目的に、令和7年9月1日からの使用料を下記のとおり改正します。

城山テニスコート

改正前			改正後		
区分	午後5時から 午後7時まで (夜間照明付)	午後7時から 午後9時まで (夜間照明付)	区分	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
1面につき	620円	720円	1面につき	520円	520円
			夜間照明設備 (30分ごと)	50円	

城山野球場

改正前			改正後		
区分	午後5時から 午後7時まで (夜間照明付)	午後7時から 午後9時まで (夜間照明付)	区分	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
全面	6,800円	11,830円	全面	1,330円	1,330円
			夜間照明設備 (30分ごと)	2,620円	

南グラウンド

改正前			改正後		
区分	午後5時から 午後7時まで (夜間照明付)	午後7時から 午後9時まで (夜間照明付)	区分	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
半面につき	4,290円	7,640円	半面につき	660円	660円
			夜間照明設備 (30分ごと)	1,740円	
全面につき	8,580円	15,280円	全面につき	1,320円	1,320円
			夜間照明設備 (30分ごと)	3,490円	

使用料適用の基準日は、使用日ではなく使用許可を受けた日となります。（例：城山野球場）

許可日	使用日	時間区分	金額
8/19	9/25	午後7時から午後9時まで	11,830円
9/1	9/25	午後7時から午後9時まで	11,810円（夜間照明設備2時間分含む）